定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、同条第十三号の六に規定する圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器であつて当該容器の刻印等において示された同令第八条第一項第九号に規定する年月から十五年を経過したもの（同令第二条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの、同令第二条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び同条第十三号の六に規定する圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月を経過したもの）には、高圧ガスを充填しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合を除く。）。

ヲ・ワ　（略）

三～八　（略）

（帳簿）

第五十条　法第六十条第一項の規定により、特定製造者は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項及び第二項に掲げる場合にあつては記載の日から二年間、同表第三項に掲げる場合にあつては記載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき場合	記載すべき事項
一　高圧ガスを容器に充填した場合（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器（特定液化石油ガスを燃料として使用する車両にあつては、容器）に高圧ガスを充填した場合を除く。）	充填容器の記号及び番号、充填容器（特定液化石油ガスに係るものを除く。）ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力（液化ガスについては、充填質量。次項において同じ。）並びに充填年月日
二　高圧ガスを容器により授受した場合	充填容器の記号及び番号、充填容器（特定液化石油ガスに係るものを除く。）ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力、授受先並びに授受年月日
三　（略）	（略）

（高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の一部改正）

第四条　高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定容器検査機関に係る指定の区分）	（指定容器検査機関に係る指定の区分）
第三十五条　法第五十八条の三十一第一項の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。	**第三十五条**　法第五十八条の三十一第一項の経済産業省令で定める区分は、次の各号に掲げるものによるものとする。
一～十九　（略）	一～十九　（略）